

(様式第2号)

平成21年度第2回芦屋市都市景観審議会部会(芦屋市都市景観アドバイザー会議)  
会議要旨

日時	平成21年7月23日(木)16:00~19:00
会場	北館4階 第8会議室
出席者	芦屋市都市景観審議会部会(芦屋市都市景観アドバイザー会議) 部会長 小林 郁雄 委員 小浦 久子,末包 伸吾,嘉名 光市  芦屋市認定審査会 会長 荏原 明則 委員 山下 淳,岡 絵理子,花田 佳明,宮前 保子  事務局 都市環境部主幹 東 実,都市計画課主査 鹿嶋 一彦 都市計画課課員 神足 雄太
(事務局)	都市環境部都市計画課
会議の公開	非公開 一部公開 <非公開・一部公開とした場合の理由> 会議を公開することにより,当該会議の公正又は円滑な運営に支障が生じると認められるため。
傍聴者数	0人

1 会議次第

(1) 開 会

(3) 議 事 大規模建築物等の景観指導について

ア 芦屋景観地区の決定について

イ 芦屋市景観認定審査会との今後の運営に関する意見交換

ウ その他

2 審議経過

(1) 芦屋景観地区の決定について

(事務局) <芦屋景観地区の決定に至る経過,決定の内容を説明>

アドバイザー会議による協議では申請者側は協議時には既に計画が固まっており,協議による変更などはあまり望めない状況であった。法に基づく制度にすることで景観行政を実行あるものとする目的で景観地区の決定に至った。

(2) 芦屋市景観認定審査会との今後の運営に関する意見交換

(事務局) < 芦屋景観地区の決定に至る経過, 決定の内容を説明 >

(委員) アドバイザー会議の協議内容について事前に認定審査委員は情報を得られた上で審査することでアドバイザー会議の協議が有効に活かされるのではないかと。

(事務局) アドバイザー会議と認定審査会は独立したものであり, 各会議の委員が直接情報のやりとりを行うのは好ましくない。

事務局が案件の概要説明とともにアドバイザー会議での協議内容などを認定審査委員に伝えることはできる。

また, 認定申請時に申請者から提出される見解書で協議による指導内容が反映されているかが分かる。

(委員) 定性的な基準の考え方は, これからの認定審査会を重ねて積み上げていくものになると思われる。計画地によって景観特性が異なるので, 認定, 不認定のラインを設けることは難しい。事例を積み上げることで, 景観特性に応じたボーダーラインが見えてくることになると考えられる。

(3) その他